

---

◇◇◇◇ **日本臨床検査技師連盟だより** ◇◇◇◇

---

**経済・保健福祉研究会 第31回セミナー報告**

去る、9月27日水曜日午後5時30分から虎ノ門パストラルにおいて、連盟の議員懇談会事務局長の熊代昭彦衆議院議員が主催する経済・保健福祉研究会が開催され、連盟からも参加した。基調講演は、元内閣総理大臣で連盟の議員懇談会幹事長の橋本龍太郎衆議院議員が「当面の課題」として特許問題について、アメリカとの違いについて講演した。

150臨時国会が9月21日から12月1日までの72日間の日程で開催されているが、今臨時国会に提出される医療関係法は、健康保健法等改正案、医療法等改正案、確定拠出年金法案の3法案であるが、この3法案は、先の通常国会に提出されたが審議がされないで廃案になった経緯がある。熊代昭彦議員は、これらの法案について説明した。

21世紀を見据えた医療保険制度の抜本的な改革が求められている「健康保険法」「医療法」改正案は、22日の閣議で了承されていることから、健康保険法改正案と医療法改正案は一括して審議される見通しである。以下が医療法等の一部を改正する法律案と健康保険法の一部改正案の概要である。

**医療法等の一部を改正する法立案****I 入院医療を提供する体制の整備****(1) 病床区分の見直し**

結核病床、精神病床、感染症病床を除いた病床を「療養病床」及び「一般病床」に区分

**① 療養病床**

主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床

**② 一般病床**

入院患者3人に対し看護婦1人に引き上げ

病床面積について患者1人当たり6.4㎡以上に引き上げ

**(2) 必置規制の緩和**

病院の施設のうち、外部委託の進展等により一律の義務付けの必要が薄れてきた施設について、必置規制を緩和

**(3) 適正な入院医療の確保**

人員配置基準に照らして著しく不十分である等の場合における医療機関に対する増員命令等を制度化

**II 医療における情報提供の推進****○ 広告規制の緩和**

「診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供することができる旨」を広告できる事項として追加

**III 医療従事者の資質の向上****(1) 医師及び歯科医師の臨床研修の必修化**

現在の努力義務から臨床研修を必修とする。医師2年以上、歯科医師1年以上

**(2) 臨床研修の専念義務**

### (3) 臨床研修を修了していない医師・歯科医師の取扱い

病院・診療所の管理者は、臨床研修を修了した医師・歯科医師でなければならない。

## 健康保険法等の一部改正案

### 1 老人の患者負担の見直し

- ① 老人の薬剤一部負担の廃止
- ② 月額上限付きの定率1割負担制を導入

現行外来

改正案

1日 530円(月4回まで)  
＋  
薬剤定額負担



定率1割負担  
診療所 200床未満の病院 月額上限 3,000円  
病院 200床以上 月額上限 5,000円  
診療所に付いては、定額負担1日800円/月4回まで選択可能

現行入院

改正案

1日 1,200円  
市町村民税非課税  
月額上限 35,400円



定率1割負担 月上限 37,200円  
市町村民税非課税世帯月上限 24,600円  
市町村民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者 月額上限 15,000円

### 2 高額医療費の見直し

- ① 負担能力に応じた自己負担限度額とするため、上位所得者の区分を新設
- ② 医療を受ける人と受けない人の負担の公平等のため、医療費に応じた自己負担額を設定

### 3 保険料率上限の見直し



経済・保健福祉研究会で講演する熊代昭彦衆議院議員（左）と橋本龍太郎衆議院議員（右）